

国立大学法人東北大学の中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

○教養教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1 豊かな教養と人間性を備え、「科学する心」を持って知的探求を行うことができる人材を養成するために、主として学士課程1年次から2年次に、教養教育に当たる全学教育（共通基盤教育）の充実を図る。
- 2 実践的な外国語教育や情報教育の充実、グローバル化社会への適応力を修得できるカリキュラムの拡充・改善を図る。
- 3 学問全般に対する興味あるいは専門教育への意欲の喚起、大学院レベルの高度な研究成果を全学教育に反映するため、研究科・研究所等のすべての部局が参加する「少人数教育・基礎ゼミ」を充実させる。

○専門教育に関する具体的目標の設定

【学士課程教育】

- 4 課題の迅速な把握、自らの見解を論理的思考に基づいて正確に表現できる能力を養うために、基礎的な専門知識や外国語の修得、情報を効果的に活用する能力の向上に重点を置いた教育カリキュラムを充実させる。
- 5 大学院課程進学に必要な学力を修得できるようカリキュラムの充実と改善を図る。

【大学院課程教育】

- 6 国内外から集まる優秀な学生・社会人を対象として、学際領域を含む多様な課題の把握と課題解決に必要な手法の開拓を実践できる能力を持つ人材を養成するために、高度な専門的知識を修得させる教育カリキュラムの充実を図る。
- 7 自らの問題意識に基づいて新たな課題を設定し、その解決を目指す研究計画の立案・実施・総括のできる人材及び知の継承と発展を担い得る世界的リーダーを養成できる柔軟かつ高度な大学院教育システムの充実を図る。
- 8 法科大学院・公共政策大学院・会計大学院の専門職大学院において、社会の多様な変化に対応できる高度専門職業人の養成を行う。

○卒業後の進路等に関する具体的方策

- 9 就職情報・大学院情報のデータベース化等により、広くきめ細かい就職・進路に関する情報提供を推進する。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 10 在学生、学部卒業生、大学院博士課程前期2年の課程（修士課程）及び後期3年の課程（博士課程）修了生に対する教育目標達成度の調査を実施する仕組みの充実を図る。その分析に基づく評価結果を教育システムやカリキュラム改善に反映させるように努める。
- 11 大学に対する社会の要請を把握するために、卒業生の15%程度について、就職先企業等に対して適宜調査を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 12 アドミッション・ポリシーの整備と明確化、評価・分析に基づく改善を行うとともに、多様な媒体を通して本学のアドミッション・ポリシーを周知するための広報活動体制を整える。

【学士課程教育】

- 13 近年の高校教育の変化、入学者の多様化に対応できるように、全学部の入学基準、卒業基準、教育カリキュラムの見直しを図る。
- 14 アドミッション・ポリシーの一層の明確化・具体化を図るため、全学共通及び各学部等のアドミッション・ポリシーが本学の理念を的確に反映したものとなっているか、入学者選抜の方式として適切に具体化されているかについて、点検・整備に努める。
- 15 アドミッションセンターを中心に、高校以下の教育の状況、教育課程の変化等に対応できるように入学者選抜にかかわるデータベースの整備を進め、選抜方法区分による入学者の状況を平成17年度の開始を目標に毎年入学者の5%程度について適宜追跡調査し、分析する。
- 16 高校生・予備校生・社会人等に、本学のアドミッション・ポリシー、教育研究活動及び社会貢献に関する情報を効果的に伝えるため、広報誌、ホームページ等による広報活動の充実を努める。

- 17 奨学金制度や外国留学に対する学費援助、諸外国の教育機会の情報紹介、本学の教育研究の画期的な成果等、本学の特徴を高校生や予備校生等に周知する。

【大学院課程教育】

- 18 国内外から、多様な資質、多様な学習歴を持つ学生を選抜するために、博士課程前期2年の課程（修士課程）、後期3年の課程（博士課程）の選抜方法を検討するとともに、合否判定の一層の客観性、公平性の確保できるように、入学基準を明確にする。
- 19 志願者、入学者に国内外の他大学出身者が増加していることから、学部専門教育と大学院教育を円滑に接続する教育カリキュラムを検討し、整備する。
- 20 優秀な外国人学生等の大学院への入学を促進するために、本学が外国の大学との間で相互に設置しているリエゾンオフィス等を通して、人材確保のための積極的な広報活動に努める。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

【学士課程教育】

- 21 実践的外国語教育、情報技術を効果的に活用する能力向上に対応できるカリキュラムを編成する。
- 22 学問的・社会的な必要性や時代のニーズを踏まえ、高校教育・学部専門教育及び大学院教育との連携を考慮し、理工系・生命科学系・人文社会科学系の学生に共通で必須な基盤科目を充実する。
- 23 多様な学術領域を網羅する豊富な視野を修得させるため、全学教育審議会が責任を持ってカリキュラム編成を行う。

【グローバル化への対応】

- 24 実践的外国語教育は、CALL(Computer Assisted Language Learning)システムの活用を図り、TOEFL、TOEIC等の国際的に通用する評価基準を重視するとともに、必要に応じて実践英語教育をアウトソーシングすることを検討する。
- 25 短期留学生と日本人学部学生の英語による合同授業の実施や、長期留学生と日本人学生の共通授業の充実を図る。
- 26 留学生に対する日本語論文の指導、多様なニーズに対応できる新しい日本語教育プログラムの開発等、留学生の日本語教育の充実を図るとともに、英語による試験・授業・研究指導の拡大を図る。
- 27 必要に応じて、専門分野の英語指導を行うとともに、英語による講義のみで大学院修了に必要な単位を確保できる制度を整備する。
- 28 グローバルな視点に立つ倫理観を修得させるため、専門課程教育におけるカリキュラムを充実する。

【教育・学習支援の充実】

- 29 全学教育のティーチング・アシスタント（TA）制度、TAの研修制度及びその評価システムを平成18年度を目標に整備を図る。
- 30 「門戸開放」の理念推進に伴う多様な学生の入学に対応するため、学生が十分な修学ができない場合には、カウンセリング指導教員による個別指導を行う。

【教育課程の相互交流】

- 31 学科・学部の枠を超えた聴講と単位互換等の教育課程の柔軟性を高めるとともに、意欲のある学生には弾力的に大学院修士課程の授業を聴講させ、単位認定できるようなシステムを整備する。

【大学院課程及び専門職大学院教育】

- 32 第一線の研究を推進する教員による最高水準の先端的教育を行い、教員と学生の双方向の議論を活性化するために、研究科間の連携を密にして、カリキュラムの相互調整、単位互換等を進める。
- 33 法科大学院・公共政策大学院・会計大学院の専門職大学院においては、「研究者」教員による高度の理論教育を行うとともに、相当数の「実務家」教員を任用して、実践を重視した授業を展開する。

○教育方法（授業形態、学習指導法等）に関する具体的方策

- 34 学生が関心を持ち理解できる授業を実現するため、講義・演習・実験・フィールドワーク等の多様な授業形態を設定する。
- 35 各種視聴覚機器の利用やコンピュータ等のメディアを利用した教育環境を充実させるとともに、情報リテラシー教育、情報倫理教育等を全学的に実施する。
- 36 教員研修（ファカルティ・デベロップメント）の中心的な課題として授業方法等の改善に取り組む。
- 37 ISTUの大学院講義を活用したカリキュラムの整備に努める。
- 38 大学院では、国内外の企業や研究機関に短期間赴き、研修等を行うインターンシップ制度の充実を図る。

- 39 指導法の改善を図るために、各部局単位や全学レベルで学生の授業評価を参考に、授業改善のシステムの確立を図る。
- 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策
- 40 学生の理解度、応用力等の項目別にきめ細かな成績評価を行うため、厳正かつ公平な成績評価基準を整備し、公表する。
- 41 学生の多様なニーズに適応し得る柔軟なカリキュラムを編成し、成績優秀な学生の期間短縮卒業や他学部の基礎専門教育科目を全学教育科目として聴講できるようにする。
- 42 平成18年度を目標に、TOEFL、TOEIC等の国際的に通用する検定試験において一定以上の得点を得た学生に対しては、相応の単位を認定する制度の整備に全学的に努める。
- (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
- 教育力の強化と学内教育資源の活用に関する具体的方策
- 43 学士課程教育の改善のため、「大学教育研究センター」の整備充実を図る。
- 44 学部・研究科と研究所等との連携により、教育力の強化を図る。
- 45 多様な人材による先端的かつ広範囲な高等教育を実践するため、優れた人材を国内外から教員として受け入れる。
- 46 優秀な大学院生をTAとして採用し、教育研修を受講させる。
- 47 教育に対する責任体制を明確にするため、教育研究を主とする教員と管理運営に携わる教員等の適切な役割分担の工夫に努める。
- 48 効果的・効率的な教育研究体制の実現のため、一定期間、教育あるいは研究のいずれかに重点を置くなど、教員間の分業体制の工夫に努める。
- 49 ジェンダー教育体制の充実のため、東北大学男女共同参画奨励賞（沢柳賞）を活用するとともに、全学教育などにおける「ジェンダー学」の積極的導入、国内外の研究機関・地方公共団体等との連携を図る。
- 50 講義等の教育活動で高い評価を受けた教職員の顕彰制度（総長教育賞）等を整備する。
- 高度情報型教育システムの実現に関する具体的方策
- 51 学際的な科学技術の進展、学生の多様化による補習的な教育の必要性、遠隔地からの即時的な学習要求等に柔軟に対応するため、IT技術、新しいメディアを活用した教育方法（高度情報型の教育システム）の工夫に努める。
- 52 ISTUの実践を始めとする、講義科目の電子情報化・授業方法の改善等を積極的に行い、社会人もアクセス可能なインターネットによる講義を充実させる。
- 53 図書館機能の拡充を図るために、開館時間の延長、学生用図書整備、学習支援情報のデジタル化、情報リテラシー教育の支援、情報検索システムの整備を図る。
- 54 遠隔講義・少人数講義に対応する施設の整備を図る。
- 55 学生に対する修学上のサービス向上のために、学内の学務事務システムを統合し、事務情報処理環境の一元化を図る。
- 授業評価、学習評価の技術的向上と結果の活用に関する具体的方策
- 56 学生の学習到達度を適正に測定するため、教員研修等を通じて、教員の適切な評価方法の改善に努める。
- 57 必要に応じて学生等による授業評価を導入し、学部長・研究科長等は、その結果を授業担当教員にフィードバックする。
- 58 不適切な教育指導、学生の学習不足等が生じないように、各部局は教員の教育活動、学生の学習到達度について、自己点検、学生の授業評価、学内外者による評価等を積極的に行う。
- 59 外部評価、自己評価の結果を踏まえ、各部局は教育の実施体制の改善を図る。
- 教材、学習指導法等に関する研究開発及び教員研修に関する具体的方策
- 60 教育能力向上のために、ITの多様な利用法を含む教員研修を企画・実施する。
- 61 教員研修の内容充実のため、模範授業についての研究会への教員の参加を促すとともに、定期的に相互に授業参観する等の工夫に努める。
- 全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策
- 62 仙台地区・東北地区の大学間における単位互換制度の充実を図る。
- 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項
- 63 学部教育と大学院教育の連続性や学際的な素養、グローバルな視点に立つ倫理観の養成に必要なカリキュラムを編成するため、学部と研究科の連携教育体制を整備する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- 64 教員と学生との対話機会を増やしきめ細かい履修指導や進路指導を行うための「指導教員制」を整える。
- 65 学習面に関するアドバイザー制・チューター制・TA制度を充実させる。
- 66 学生に対する支援相談のための適切な人材確保に努める。
- 67 学生がインターネットで相談できるシステムの構築を進める。

○生活相談・就職支援等に関する具体的方策

- 68 学生の心身の健康に関して、大学病院と連携しつつ保健管理センター、学生相談所等が行う各種の事業やプログラムへの支援体制の充実を図る。
- 69 学生の修学相談、進路相談、自己形成過程における、いわゆる「落ち込み」に対する支援を行う。
- 70 各種生活相談等に関しては、学生相談所が中心となって支援プログラムを展開し、関係各部局はこれに協力する。これらの支援活動は、予防という観点からも一層の充実を図る。
- 71 セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメントに関する相談は、予防の観点からも全学的協力体制を更に充実させる。
- 72 学生の社会性を涵養するために、学友会文化部・体育部を中心とした部活動の一層の発展を図る。

○経済的支援に関する具体的方策

- 73 優秀な人材の確保のために、授業料支援等の特別優待生制度を創設する。

○社会人・留学生等に対する配慮

- 74 社会人を対象とするリカレント教育、生涯学習等の持続的学習の場を提供するプログラムの整備を進める。
- 75 留学生へのサービスの充実や国際交流を促進するために、全学の国際交流事業の推進・支援を行う中核組織として、国際交流センター機能を整備する。
- 76 留学生を含む、多様な学生の学力・関心の変動、進路に対応した教育プログラムの充実を図る。
- 77 留学希望者の本学への応募について、来日・入学等の諸手続きが円滑に進むような全学的な支援体制を整える。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性

- 78 総合大学として学術研究活動を展開するにあたり、大学院研究科・研究部は、大学院教育に関連する専門分野の学術研究を推進し、成果の創出とこれを取り入れた高度専門教育による人材育成を目指す。附置研究所等は、学術研究の重要性を基に定められた設置の主旨に沿って高度研究を推進して成果を創出するとともに、互いに連携してプロジェクト等を積極的に展開し、新たな学術領域の開拓と進展を図る。学内共同教育研究施設は、教育研究、成果の社会還元、大学の安全・リスク管理等、大学の使命達成に必要な全学に共通の重要なミッションを持ち、全国、学内、地域等多様な運用形態で教育研究活動を推進する。
- 79 各教育研究組織はその設置主旨の下に、教員の自由な発想と独創性に基づく研究を活発かつ継続的に推進する。学長をはじめ役員会等は、客観的な評価に基づく運営方針に沿って、組織・運営の見直しや改組・新設等を図るとともに、大学として高い実績を有する高度基礎研究を支援し、組織の長と連携してさらに卓越した成果を得ることができるよう、管理運営や施設・設備の整備に努める。
- 80 人類社会が直面する重要課題の解決に役立つ社会・人間科学、医療・生命、食、情報通信、物質・材料、エネルギー・環境等に関する領域横断的課題を研究するため、柔軟かつ機動的な研究体制の充実を努め、新たな学術領域の創出を図る。
- 81 包括的研究協力のシステム等を整備して、公正なルールの下に本学内外の組織との共同研究を推進し、学術研究の動向や社会ニーズに応じた柔軟かつ機動的な研究プロジェクトの推進を図る。
- 82 本学の基礎・応用研究の中から学外の評価に基づいて拠点候補に認定されたプロジェクト研究を強化し、国際研究拠点機能の一層の充実を努める。
- 83 研究成果の産業化を目指す開発研究を重点的に行うセンター、寄附講座・部門の設置を進め、リエゾン機能の支援の下に応用研究を推進する。

○大学として重点的に取り組む領域

- 84 21世紀COEプログラム等、実績と組織編成構想に基づいて評価認定された基礎的研究領域の研究推進と組織構築を重点的に行う。
- 84-2 世界トップレベル研究拠点「原子分子材料科学高等研究機構」において、革新的な高度実用材料の創出に係る研究の推進とそのための組織整備を重点的に行う。
- 85 未来情報産業創生等、本学の研究成果を踏まえ産業界が特に期待し大型研究資金が投入されるような研究課題とその展開をより積極的に推進する。
- 86 知的クラスター計画等、学外の評価により、本学の地域貢献への適格性が明らかとなった研究課題とその展開を推進する。
- 87 学術領域の変化等に対応する大学教育システムの開発に関する研究を展開する。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

- 88 国内及び国際学術会議への研究成果の発表、学会誌への論文投稿を活発に行い、研究成果の社会還元を図る。
- 89 研究情報の発信と包括的研究協力等に基づく研究のさらなる展開のために、本学研究者の個人研究・組織研究の成果に関するデータベースの整備に努める。
- 90 公開講座、公開シンポジウム等を開催し、研究成果の公表に努めるとともに、各種学術団体の主催する研究成果の実用化プログラムへの参画に努める。
- 91 未来科学技術共同研究センター、先進医工学研究機構等の研究組織、及び技術移転機関(TLO)等と連携して、東北大学産学連携ポリシーの下に研究成果の社会還元を図り、迅速な社会貢献を目指す。

○研究水準・成果の検証に関する具体的方策

- 92 研究水準・成果の向上のために、一元化した研究情報データベース等を用いて、定期的に自己評価を実施・公表する。
- 93 各教育研究組織は、専門領域ごとに研究活動とその成果に関する定期的な自己評価・外部評価を通じて、国内及び国際的水準での成果の把握に努め、結果を公表するとともに、外部からの客観的意見等の把握に努める。
- 94 多様な尺度から見た本学各組織の活動・成果の実態把握のために、多様な外部評価機関の評価活動の協力を努める。
- 95 研究成果、特許の成立・活用状況等は、インターネット等を通じて情報公開するとともに、定期的に市民講座、公開シンポジウム等を開催して社会への周知・活用を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- 96 学術領域の特性に配慮しつつ、新たな発展領域等に対し人的資源等の戦略的配置に努めるなど、学内外の人事交流・共同研究及び緊密な研究連携を推進する。
- 97 各種資格の保有等の専門性を重視する選考基準に基づいて、特殊技術や情報処理支援等、大学運営に欠かせない技術職員の採用に努める。
- 98 各学術領域の特性に応じ、任期制の適切な運用を含めて、教育研究の発展を可能にする任用形態の多様化・最適化に努める。

○研究資金の配分システムに関する具体的方策

- 99 研究資金の基本は競争的資金とする。運営費交付金から配分する研究基盤経費については、研究科等の教育研究の特性に応じ、透明性のあるルールを定め、それに基づく傾斜配分を行う。
- 100 全学の戦略的研究プログラムや、各部局における競争的研究プロジェクト等を推進するため、外部研究資金の導入を積極的に進める。
- 101 外部資金のオーバーヘッドは、大学本部と所属組織に戦略的に配分し、研究基盤整備、研究支援事務、知的財産の保護・活用等、組織の研究インセンティブ付与のための経費に充てる。
- 102 競争的資金の一部を用いて若手研究者の育成を行うほか、優秀な大学院生をTA、リサーチ・アシスタント(RA)に雇用するなど、大学院生に対する経済的支援や教育研究機会の充実に努める。
- 103 大学評価・学位授与機構による各部局の教育研究に対する評価結果を、中期計画における大学の研究戦略策定や予算の配分に反映させる仕組みの構築を図る。

○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- 104 外部資金による研究プロジェクトの獲得及び共同研究・受託研究の実現に努め、設備の充実に努める。研究期間終了後は、部局内有償利用等によって活用する。

- 105 大型コンピュータ、情報ネットワークシステム等の償却以前に旧式化する物件については、リース方式、全学的な調整の下での利用者負担制度等を導入し、使用料による計画的な維持管理を図るとともに、適切な時期に教育研究機能強化を達成する機種更新が可能となるような計画的な運用に努める。
- 106 図書館が中心となって研究活動に必要な学術刊行物・電子ジャーナル及び二次情報データベース等の学術情報とその利用環境を、全学的調整の下で体系的・計画的に整備する。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- 107 研究推進・知的財産本部に特許及びプログラム、データベース著作権等創作物の著作権の扱いを集約し、知財管理運用規則（仮称）に基づく運用を図る。知的財産の活用にあたっては「活用の早期実現」を柱とし、技術移転機関、科学技術振興事業団、民間企業等複数の利用開示手段の充実に努める。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- 108 研究活動の質を向上させるため、部局等の単位で、それぞれの特性と役割を考慮して研究活動の評価指標等を設定し、自己評価、外部評価等により研究活動の評価を行う。
- 109 外部評価機関等による客観的評価結果との整合性等にも留意し、研究の質の向上につなげる改善策を織り込んだ計画を各部局が作成し、即応的改善を図る。

○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- 110 本学に設置されている全国共同利用施設、学内共同教育研究施設等については、現在教育研究上で果たしている役割に基づいて、サービス機能を含む教育研究の質の向上を目指す改善や再編・拡充を図る。
- 111 本学全体としての教育研究機能強化のために、特化された目的を持って設置された、学内共同教育研究施設等について、中期計画期間中の適切な時期に学外の専門家を加えた評価等の結果を参考に、再編・拡充を図る。
- 112 研究者個人による国際的活動と合わせて、組織的に国内外との共同研究の促進を図るため、本学の海外拠点としてリエゾンオフィスを整備し、学術協定締結機関との研究情報交換、共同研究の相互提案等の交流活動を積極的に推進する。
- 113 国内外の共同研究を促進するために、公的機関や財団等による研究公募情報の学内への周知と、研究者個人による学術団体等における学術交流活動の推進と合わせて、全国の研究所・施設・センター等の活用を図る。

○研究者情報データベース活用による研究活力の向上に関する具体的方策

- 114 教育研究組織別、専門分野別に検索できるように、全研究者の研究成果を一元化した研究者情報データベースを整備・拡充する。
- 115 領域横断的分野を含め質の高い研究の推進のため、研究者情報データベースシステムと、学際科学国際高等研究センター、未来科学技術共同研究センター、その他の学内共同教育研究施設の活用を努める。
- 116 研究推進・知的財産本部等が共同プロジェクトを企画する等により全学の戦略的研究体制の充実に努めるため、研究者情報データベースを活用する。
- 117 研究者の自己研鑽を図るため、研究者情報データベースの中で公開に支障のない部分を、研究者の研究情報として社会に公開し、積極的に評価・支援を受ける。

○学内共同教育研究施設等の研究実施体制等に関する特記事項

- 118 全国共同利用施設を含む学内共同教育研究施設等は、本学の教育研究活動の強化・発展に資するため、「教育基盤施設群」及び「学術基盤施設群」に大別し、それぞれについて一体的な運営体制の充実に努める。
- 119 21世紀COEプログラム終了後の研究組織として、国際高等研究教育拠点（仮称）を設置して国際拠点の継続的発展を支援する。
- 120 柔軟で効率的な教育研究体制の充実に努めるため、学内外の教育研究環境の変化、社会の要請、評価等に基づいて、施設の新設・再編や拡充に努める。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- 121 公開講座、公開シンポジウム、オープンキャンパス等を通して、地域住民との相互理解に基づく文化的な交流を図るとともに、本学の教育研究活動の公開を積極的に推進する。
- 122 図書館・総合学術博物館等やインターネット・情報メディアを活用して、本学が保有する学術資料や研究成果等を広く社会に公開するとともに、小・中・高校生を対象とする総合学習、体験学習、出前授業及び社会人を対象とした生涯学習等の支援に努める。

- 123 企業研究者等を対象とする専門分野の有料短期セミナー等を開催して、社会人の能力向上を支援する。

○産学官連携の推進に関する具体的方策

- 124 研究成果の社会への還元を図るため、技術移転機関への出資を検討し、その活用に必要な措置をとる。
- 125 社会貢献の効果的な推進を図るため、民間企業・地方公共団体・政府等組織との連携のための仕組みを整備する。
- 126 研究推進・知的財産本部を中心として、産学連携促進計画の立案や研究情報等の公開を推進するとともに、未来科学技術共同研究センターと連携して、新技術開発・技術移転等の支援を図る。
- 127 教員の研究成果の事業化を推進するため、教員・技術職員のキャリアアップを含め専門的なコーディネーターを配置する等の支援策の充実を図る。
- 128 地域を含む学内外との連携により、産業化支援体制、実用化研究・企業化支援体制の充実を図る。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- 129 地域の公私立大学等との単位互換制度を活用し、ISTUの利用促進、特殊な講義の共有化や分担の推進を図る。

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- 130 本学が大学間交流協定等を締結している国外の高等教育研究機関等との研究者・学生の交換、本学の海外フォーラムの開催、英語版ホームページを充実させて本学の研究教育活動を紹介することにより、優秀な研究者・学生の本学への受け入れを促進するとともに、国際研究協力を一層推進する。
- 131 本学に在籍する研究者・学生の国際交流を積極的に進めるため、国際交流に関するデータベースの構築・活用、相互リエゾンオフィスの活用、支援体制の充実等を図る。
- 132 英語による授業・学位取得課程の増設、国外の大学との単位互換の制度化、ISTU等の情報メディア・インターネットを活用した国外の高等教育研究機関との共通講義の開設や共同研究指導の推進を図る。

○国際交流を推進するための組織の整備に関する具体的方策

- 133 国際交流に関する全学的な企画審議会を設けて、本学の国際交流の目標の明確化・見直し、目標を実現するための戦略の立案を恒常的に行う。
- 134 従来留学生支援を主任務としてきた留学生センターを発展させて、本学の国際交流全般を推進・支援するセンターに再編・整備する。
- 135 国際研究協力支援と留学生支援の事務組織を一元化し、国際交流をより総合的・効率的に推進するとともに、国際交流を支援する高度の識見・能力を有する要員の国内外からの任用に努める。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

- 136 医療サービスの向上を維持しつつ、経営の効率化と自己収入の確保に努める。
- 137 地域医療機関との連携推進等により、地域に開かれた病院作りを目指すため、メディカルITセンターを活用して医療管理情報の効率化に努める。

○良質な医療人養成の具体的方策

- 138 各種臨床実習・講義等の充実や教育研究施設の充実を図り、指導的臨床研究者養成に努める。
- 139 指導的医療人養成のために、臨床研修必修化に対応した教育体制の整備に努める。

○研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策

- 140 特定の部局に附属しない大学病院は、医薬・生命、材料、情報分野の最新の研究成果の臨床研究への円滑な移行促進のため、関連研究科、研究所、先進医工学研究機構と連携・協力して、高度先進医療センター（仮称）を設置する。

○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- 141 大学病院の機能に配慮しつつ、一部の医療業務等の外部委託、医療従事者等の適切な配置等により、経費削減及び収入増加につながる方策を推進する。
- 142 病院機能の向上を図るため、管理運営・教育・研究・診療を担う教員の職務分担の検討及び職員の業績評価体制の整備を推進しつつ、職員の能力向上に努める。

○医の倫理の確立・安全管理に関する具体的方策

- 143 教育・研究・診療の各分野における医療倫理の確立のため、倫理委員会の適切な活用に努める。
- 144 医療の安全と質の向上に資するため、医療安全推進室及びリスクマネージャー等を中心に医療事故防止体制を一層強化し、安全管理を実践する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- 145 国立大学法人法の主旨に沿って、大学で実施する教育研究業務について、公正で透明、的確かつ機動的なリーダーシップを総長が発揮できるようにするため、中期目標・中期計画の策定及び執行に責任を持って担当可能な任期を、移行期間を設けつつ、適切に設定する。
- 146 異なる学術分野の特性に考慮しつつ、全学的な視点に立つ教育研究の企画立案・執行について総長を補佐するため、総務、教育、研究等を担当する理事を配置する。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- 147 膨大で複雑多岐にわたる大学運営に責任を負う総長を、各理事が担当業務を迅速かつ着実に遂行して支えるため、担当理事の下に「企画立案」あるいは「情報収集・分析」業務等を担う体制を整備する。
- 148 法人運営の円滑化のため、部局長から成る協議・調整機関を置く。
- 149 全学的な課題について、機動的・専門的な対応を図るため、総長のリーダーシップの下に、必要に応じて各種の委員会を設ける。

○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- 150 各部局は、各教育研究分野の特性等に配慮した機動的・戦略的な運営体制を構築する。
- 151 部局長がリーダーシップを発揮できるように、部局長の補佐体制の充実を図る。
- 152 各部局では、教員の管理運営業務の負担軽減を最大限に達成するため、教員間あるいは教員とその他の職員間の適切な役割分担をすることによって、効果的・効率的運営体制の実現に努める。

○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- 153 法人の組織運営を効果的・機動的に行うため、理事（総長補佐）等を担当責任者として、「評価分析室」等の「室」制度を設ける。
- 154 各室には、所管事項に応じて教員、職員（事務職員及び技術職員等）を適宜配置し、それぞれの専門性を活用して業務を遂行する。

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- 155 総長のリーダーシップによる柔軟で機動的な法人運営を実現するため、運営費交付金の一定割合を中央枠として留保する仕組みを確立する。
- 156 研究実施体制の機動性確保のため、教職員ポストの戦略的配置の方針を策定する。

○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- 157 法人運営に不可欠な安全管理、情報システム管理等の業務を効率的・効果的に行うため、学外の有識者・専門家を必要に応じて積極的に常勤又は非常勤の職員として登用する。

○内部監査機能の充実に関する具体的方策

- 158 適切な人事・会計運用の実現を図るため、学内に、「監査室」を設置する。学外の有識者・専門家と協力して全学の業務等の円滑・効率的な遂行に関する実態を点検評価し、必要な改善等の助言・勧告を行う体制の充実を図る。
- 159 適切な内部監査の実施と、その結果を受けて実効性ある改善に努めるため、監査業務に従事する職員の専門性向上のための研修を実施する。

○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- 160 仙台地区、さらには東北地区の国立大学法人間で、各法人の特徴を最大限活用しつつ連携協力して、共同の教員、事務職員の研修等を実施するとともに、合同会議等を開催して情報交換等を行うことにより大学運営への効果的な活用を図る。
- 161 東北地区の国立大学法人間において情報化推進のため連携協力を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

162 各学術領域の英知を継承するという役割を着実に果たしつつ、学術の動向や社会の要請等に迅速に対応する仕組みの整備に努める。具体的には、学際科学国際高等研究センター、未来科学技術共同研究センター等を活用して、一定期間、特定のプログラムに学内外の人材を結集し学内の各部局が緊密に連携してサポートする制度を核として、必要と判断されるプログラムや組織の立ち上げを柔軟かつ機動的に実施する施策を推進する。

○教育研究組織の見直しの方向性

163 総合大学として、幅広い人文社会科学領域の継承・展開と科学技術の飛躍的発展との調和を基本とするとともに、「教育」と「研究」のそれぞれの特性を尊重し、評価に基づいて大学院組織・研究所組織等の再編や拡充を図る。

164 学際分野を含む新しい学問分野あるいは産業分野に対応できる研究者・技術者の教育と養成を目指し、新たな大学院設置に向けた組織を、研究所等の連携を基盤に検討し、整備に努める。

165 教職員の定年・任用制度の在り方等を総合的に検討し、教育研究の充実、その支援体制の高度化と経費削減を可能とする柔軟で機動的な施策等の策定を進める。

166 平成16年度から法学研究科に綜合法制専攻（法科大学院）及び公共法政策専攻（専門職大学院）を、歯学研究科に歯科学専攻修士課程を設置し、それぞれ「法務博士（専門職）」、「公共法政策修士（専門職）」及び「修士（口腔科学）」を授与する。

平成17年度から経済学研究科に会計専門職専攻（専門職大学院）を設置し、「会計修士（専門職）」を授与する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

167 目に見える形で成果が現れるのに一定の時間を要する「教育研究」の特性を十分考慮した人事評価システムの整備に努める。

168 大学の機能強化に寄与すると判断できる客観的なインセンティブ付与基準（競争的資金の交付状況、受賞歴等の客観的評価等）に基づき、教育・研究成果の適切な給与等への反映を推進する。

169 客観的で納得性のある事務系職員の評価システムを整備し、評価結果を人事配置の適正化、適切な給与等への反映に供する。

○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

170 学問分野の特性等を考慮しつつ、学際科学国際高等研究センター等の学内共同教育研究施設を活用し、一定期間、特定のプログラムに専念することを全学的にサポートする制度を核として、教員が独創的な教育研究に従事できる仕組みの充実を図る。特に若手教員が世界を先導する画期的な教育研究活動に専念できる体制整備に努める。

171 教員数等について、配置定員等の一定の学内基準の下で運用するが固定化せず、学問分野の特性に配慮しつつ、各部局の責任で、すべての職種について、新たな発展領域等への人的資源の戦略的な配置・活用ができる仕組みの充実を図る。

172 専門性の高い国際交流、病院管理、法的な問題解決等の役割が特化されたポストについては、当該ポストに必要な能力を有する人材の選考採用を行う等の弾力化を図る。

173 教育研究体制の効果的・効率的な運営のため、管理運営・教育・研究を行う教員の職務区分を緩やかに分化させる工夫を図る。

○任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

174 学問分野の特性を考慮しつつ検討を進め、テニユア制の導入、教員公募の制度化、任期制教員数の拡大等を考慮した新制度への適切な移行を図る。

175 教員選考過程を積極的に開示することにより、教員人事の透明性の確保に努める。

176 任期制教員には、生涯賃金等において任期を付さない教員との間に著しい差が出ないように配慮するとともに、年俸制の積極的導入や、管理運営業務への一層の負担軽減を図る。

177 産学官連携等の推進のため、兼業については弾力的に扱う。また、必要に応じて勤務時間等の運用緩和を図る。

178 公募制等の原則に基づく教員採用活動を積極的に進め、性別、国籍、出身校、宗教等を問わず開かれた採用制度の下で優れた教育研究者の選考採用を行う。

179 教員の任期制等を適切に運用することによって、特に先端的・学際的領域や期限付きプロジェクト等にふさわしい人材の機動的採用を図る。

○外国人・女性等の教職員採用の促進に関する具体的方策

- 180 教育研究に従事するにふさわしい能力を有する外国人の採用を積極的に行うとともに、英語で業務処理ができる人材を配置する。併せて、単身・世帯用宿舎等、生活基盤の整備を含めた教育研究支援体制の整備に努める。
- 181 女性教員数の増員について積極的に取り組むとともに、社会的・文化的につくられた性差からの解放の問題解決等に努める。ただし、女性教員人材数に限界がある学術領域においては、単純な数確保につながらないように慎重な配慮に努める。
- 182 職員等の男女の比率を改善し、男女共同参画体制の早期実現のため、任用において、応募者の研究・教育上の能力等を公正に評価するように努める。

○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- 183 職員の採用については、国家公務員採用Ⅱ種試験と同程度の試験を課し、当該試験の合格者の中から本学職員として真に適格と認められる者を選考する。また、国際化対応等のためTOEIC試験成績等の語学力についても選考指標の1つに加える。
- 184 研修制度と効果的な人事配置の連携により、短期的には中期目標達成のため、長期的には法人の人的基盤を確固たるものとするため、計画的なキャリア養成システムを構築する。
- 185 人事交流により得られる人材の育成、組織の活性化等の効果を一層高めるよう配慮しつつ、他の国立大学法人、国立高等専門学校機構、文部科学省及び地方公共団体等との間で必要に応じて人事交流を行う。
- 186 教育研究の技術的業務を直接的に担うことで教員を支援する技術職員の高度職業人としての育成を図る。
- 187 教職員の厚生支援体制の整備を図るとともに、業務の高度化に対応するため、国内外機関等での研修制度の充実に努める。

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- 188 教職員の業績及び能力の評価を適切に反映できる給与制度を構築するとともに、各部局等に配置可能な教職員の上限数、総人件費の運用枠を設定し、適切な人件費の管理に努める。
- 189 人件費の有効かつ適切な支出を行えるようにするため、教員の教育負担・教育活動を適切に評価し、それに応じた給与体系の構築を図る。その一環として、大学院教員に一律に支給されている大学院手当の見直しを行う。
- 189-2 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- 190 組織面と法的整備・情報セキュリティを含めた総合的な検討に基づいて、個別に稼働している事務用業務システムから全学統合情報管理システムへの移行を推進する。
- 191 窓口業務の効率化・予算執行の迅速化・学生サービスの向上を図るため、全学統合情報管理システムに人事・予算・会計・研究情報・学務等の各システムを順次組み込むことを推進する。
- 192 効率化・合理化を推進するため、特定の事務業務については、必要に応じて全学的に集約化あるいはアウトソーシングを行う。
- 193 会議等に係る事務の効率化・合理化を図るために、総長あるいは各部局長のリーダーシップを基本とする運営体制の確立に合わせて、会議や委員会の整理・統廃合に努める。

○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- 194 地域の複数大学等と協議し、物品・サービス購入の一本化による効率化・合理化について推進する。
- 195 職員等の資質向上のための専門研修を他大学と共同して実施する。

○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- 196 授業料納入、給与支給業務等については、銀行等への業務委託を始め、学生寄宿舍、留学生会館等の管理業務、駐車場・警備・病院サプライ等のアウトソーシングを積極的に図る。なお、アウトソーシングの導入に際しては、大学の機能強化を前提に、費用対効果の観点から総合的に考慮する。
- 197 教員の負担軽減の観点から、国際交流関連事務業務等に関して、必要な専門性を有する人材の配置を図るとともに、適切なアウトソーシングに努める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 科学研究費補助金、奨学寄附金、共同研究、受託研究等外部資金獲得に関する具体的方策
- 198 研究推進室を中心に、戦略的研究プログラムの企画・立案を行う。
- 199 外部資金獲得増のため、教員や研究グループのプロジェクト研究申請に対する支援を行う。
- 200 得られた外部資金のオーバーヘッドの一部を活用し、総長のリーダーシップに基づいて、更なる戦略的な資金獲得、大学としての重点基礎研究、若手研究者の萌芽研究等の具体的な支援に活用する。
- 201 民間企業との共同研究、受託研究等社会の要請する研究を、公正なルールと契約に基づいて積極的に受け入れ、産業側のニーズに的確に応えつつ外部資金確保を進める。

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- 202 本学の研究成果に基づく特許収入、技術移転機関等を通じたベンチャー企業育成等による収入増に努める。
- 203 企業研究者等社会人を対象とした専門分野の有料短期研修セミナー開催等、収益源の多様化を図る。
- 204 病院事業に関しては、高度医療実施機関であると同時に教育研究機関であることを十分に考慮した上で、収入と支出のバランスの確保に努める。
- 205 大学で蓄積してきた独自の技術・計測サービス機能等を集約化した「テクニカルサポートセンター（仮称）」を設け、そのサービスを社会に提供することなどによって、事業収入の増加に努める。
- 206 入学検定料、入学金、授業料等に関しては、国立大学の役割を踏まえつつ適正な金額の設定に努める。

○寄附収入の増大に関する具体的方策

- 207 大学事業の公共性、公益性、母校の振興を通じた社会貢献等に期待する民間企業、卒業生等からの寄附に対する受け入れシステムと窓口を整備し、継続的に寄付を募り、大学基金の整備を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○管理的経費の抑制に関する具体的方策

- 208 教育研究における大学の役割、社会に対する大学の使命等の視点から、既存組織の管理運営体制等について、必要に応じた再編・集約化等により、管理的経費の削減に努める。
- 209 管理経費の抑制を図るため、会議を抜本的に見直し、真に必要な会議についても、合理的な開催方法の徹底に努める。
- 210 節水、廃棄物の発生抑制、リサイクル、電力消費の抑制、省エネルギー対策等を徹底し、実施する。
- 211 学内共通の全学統合情報管理システムを整備し、学務等の窓口業務を含め学内業務に係る管理的経費の抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- 212 全学的な視点に立って資産の運用管理に関連する委員会及び事務体制を再構築し、施設マネジメントの導入等に対応する体制を整備する。
- 213 部局単位のスペース配分から全学的な統一基準による戦略的かつ効果的なスペース利用への転換を図るため、施設のデータベース化及び点検評価による弾力的なスペース配分システムを構築する。また、レンタル制による共同利用スペースの確保に努め、萌芽の研究に対する支援を機動的に行う。
- 214 大学の施設（会議室、講義室、駐車場等）を教育研究に支障のない範囲で広く一般市民の利用に供し、資産の効率的運用を図る。
- 215 大型設備等の利用・整備については、全学的な視点による利用者負担制度・全学的支援制度を含む管理運営システムの構築を図る。
- 216 資産の有効な運用を図るため施設の維持管理について、運営費交付金及び各種の学内経費等の多様な財源等を活用して必要な経費を確保するとともに、効率的な配分システムを構築する。
- 217 施設設備の機能保全・維持管理に関し、インフラ設備の更新・改修等の整備計画を策定し、その実現に努める。
- 218 ソフトウェアや特許等の無形固定資産及び金融資産を一元管理する体制を確立する。
- 219 外部の専門家の意見を取り入れつつ、これらの資産の有効活用を図るとともに適切なりスク管理体制を整備する。なお、管理等は、適切な民間企業等に委託し、適切かつ合理的な運営に努める。

- 220 図書館、総合学術博物館等の一般公開を拡大・促進するとともに、図書館等で所蔵する貴重な資料等の計画的な複製出版によって、資産の効率的運用を図る。また、公開にふさわしい広報、閲覧、セキュリティシステム等の体制及び施設の整備に努める。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- 221 本学全体の教育研究・管理運営等の充実に努め、学内外の有識者等の意見・助言等のみでなく、公認会計士等による財務内容や管理運営に関する外部監査を受け、その結果を公開する。
- 222 部局ごとの自己点検・評価は、中期目標・中期計画期間内に行われる関係機関等による全学や部局の外部評価等との整合性をとって、効率的に実施する。
- 223 教育研究に関する個人及び部局の評価データ・情報の基準化・データベース化を図る。
- 224 評価結果は、インターネットで公開するとともに、継続的な改善に資するため自己点検評価の過程で活用する。

○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- 225 全学的に統一管理を実現した個人及び部局の評価データベースについては、教員・部局ごとに整理・集計を行い、その結果は自己評価報告書として一般公開する。中期目標・中期計画等についても、データベース化し、一般公開する。
- 226 評価結果のフィードバック体制を充実し、教員への資金重点配分等のインセンティブ付与制度の確立を図る。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- 227 役員会、経営協議会、教育研究評議会等の議事要録については、原則として一般公開し、大学運営の透明性を確保する。
- 228 本学の優れた教育研究活動とその成果をデータベース化して、社会が容易に認識できるようにするため、地域社会及びマスメディアの協力も得て、本学の「ブランドイメージ」と広報コンセプトを確立し、国内外で戦略的広報活動を積極的に展開する。
- 229 大学の教育研究活動や学内の文化的資源の、一般市民への公開を進める。
- 230 本学の歴史を整理するとともに、オープンキャンパスを積極的に企画・実施し、一般市民への公開を進める。
- 231 英語等外国語による広報メディアを充実するとともに、国外での研究フォーラムや留学フェア等を開催し、本学の教育研究活動を国際的に紹介する。
- 232 受験生、保護者、高校、本学卒業生及び後援会等に対する大学情報の積極的な広報活動を推進する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

○施設等の整備に関する具体的方策

- 233 本学のキャンパス将来構想に基づき、教育研究機能の強化、将来的な発展、地域社会との連携に資するキャンパス計画に関する基本的な考え方を策定する。
- 234 主要キャンパスを片平地区、星陵地区、青葉山・川内地区の3ヵ所に再編するとともに、青葉山キャンパスに隣接する新たなキャンパスを取得・整備するために、具体的なキャンパス整備計画を策定し、その実現に努める。
- 235 学都仙台にふさわしい最先端の教育研究拠点として、歴史的建築物や緑地保全にも配慮した地域連携型のキャンパスづくりを進める。郊外に位置するキャンパスは、既存の自然環境に配慮した「自然共生型」として位置付け、市街地に位置するキャンパスは、都市とのかかわりに配慮した「都市公園型」を基本として整備する。
- 236 施設整備に関する国のグランドデザインに沿って施設整備を推進するとともに、産学官連携、研究者交流、国際交流等に必要な施設の充実に努める。また、耐震補強、ユニバーサルデザインの導入など今日的課題の対応に努める。
- 237 学生の教育研究活動を直接的に促す施設の整備を図るとともに、人間形成の場となる交流スペース、福利厚生施設、屋外環境施設等の充実に努める。

○施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的措置

- 238 施設マネジメントを徹底し、民間手法も参考に施設整備と運営管理を一体的に行う。
- 239 プロジェクト研究等に対応した共通利用スペースを整備し、戦略的優先度を踏まえて利用に供するとともに、保有施設の弾力的使用の拡大により教育研究スペースの有効活用を促進する。
- 240 競争的資金や寄附金等の外部資金の活用、PFI(Private Finance Initiative)の採用など新たな整備手法の導入に積極的に取り組むこととし、具体には三条地区の学生宿舎をPFI事業として確実に推進する。
- 241 関係法令及び国等の施策に則り、省エネルギー・省資源対策、リサイクル・廃棄物対策等に関する実施計画を策定し実施するとともに、結果を的確に把握し学内に周知する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- 242 関係法令等の趣旨を踏まえ、全学的な安全衛生管理体制を整えるとともに、安全衛生環境の充実に努める。
- 243 総合的な安全衛生対策を推進するため、資格を有する安全管理責任者の適正配置、教職員等に対する安全教育の徹底、並びに各種マニュアルの作成等を行う。
- 244 関係法令等に則り、化学物質及び放射性物質等の適切な管理を行うとともに、廃棄物の適正な処理を図る。
- 245 情報の安全対策として、情報ネットワークセキュリティ・ポリシーを策定するとともに、セキュリティ維持の専門家等を配置して運用体制を整備する。

○学生等の安全確保等に関する具体的方策

- 246 学生に対する傷害保険の加入、安全教育の徹底、安全意識の向上、学生の安全確保のための対応体制の強化、マニュアルの整備に努める。
- 247 学生及び教職員等の安全確認、安全確保及び防災意識の向上のため、災害発生時における全学的な安全対策マニュアルの作成や防災訓練等を実施する。
- 248 必要な防犯設備の整備として、建物及び屋外環境における防犯・警備対応の体制を整備する。

(その他の記載事項) (別紙に整理)

○予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 ○出資計画 ○短期借入金の限度額 ○長期借入金又は債券発行の計画 ○重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画 ○剰余金の使途 ○施設・設備に関する計画 ほか

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

136億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延、及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- (1) 病院の施設整備及び病院特別医療機械の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について担保に供する。
- (2) 附属病院(一)の土地の一部(宮城県仙台市青葉区星陵町1-1) 891.63㎡を譲渡する。
- (3) 太陽エネルギー実験所の土地の一部(宮城県仙台市青葉区北山三丁目14) 20,074.01㎡を譲渡する。
- (4) 外国人研究員宿泊施設の土地(宮城県仙台市太白区八木山松波町19番83・宮城県仙台市太白区長町字越路19番200) 12,810.30㎡を譲渡する。
- (5) 旧有朋寮跡地(宮城県仙台市太白区鹿野二丁目50番1) 11,897.72㎡を譲渡する。
- (6) 青葉山地区の土地の一部(宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6-3、6-6、468-1) 546.99㎡を譲渡する。

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・整備の内容	予定額（百万円）	財 源
	総額 17,356	
・青葉山1団地総合研究棟新営 ・片平団地 総合研究棟新営 ・病院 病棟新営 ・病院 基幹・環境整備 ・小規模改修 ・臨床検査統合システム ・災害復旧工事		施設整備費補助金(7,469) 船舶建造費補助金(0) 長期借入金 (9,887) 国立大学財務・経営センター交付金 (0)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。
なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 教員の人事評価システムを構築し、教育・研究成果の適切な給与への反映を実施し教育・研究の充実を図るものとする。
- ② 任期制・公募制の更なる推進など教員の流動性向上を図り、教育・研究の発展を図るものとする。
- ③ 研究実施体制の機動性確保のため、教職員ポストの戦略的配置の方針を策定する。
- ④ 事務職員等については、研修制度の充実、人事交流等を基盤とした計画的なキャリア養成を進め、教育研究支援職員としての専門性を高めるとともに、大学運営の専門職能集団としての機能が発揮できるよう、様々なニーズに対応した人員の効果的な配置を行うものとする。また、必要に応じて外部人材の登用を行い専門職の確保を図る。

(2) 人事の適正化に関する計画

- ① 法人運営に不可欠な安全管理、情報システム管理等の業務を効率的・効果的に行うため、学外の有識者・専門家を必要に応じて積極的に常勤又は非常勤の職員として登用する。
- ② 教員が独創的な教育研究に従事できる仕組みの充実を図るため、学内共同教育研究施設を活用し、一定期間、特定のプログラムに専念することを全学的にサポートできるよう体制整備に努める。
- ③ 大学の機能強化に寄与すると判断できる客観的なインセンティブ付与基準（競争的資金の交付状況、受賞歴等の客観的評価等）に基づき、教育・研究成果の適切な給与等への反映を推進する。
- ④ 教員の任期制等を適切に運営することによって、特に先端的・学際的領域や期限付きプロジェクト等にふさわしい人材の機動的採用を図る。
- ⑤ 各部局等に配置可能な教職員の上限数、総人件費の運用枠を設定し、適切な人件費の管理に努める。
- ⑥ 人件費の有効かつ適切な支出を行えるようにするため、教員の教育負担・教育活動を適切に評価し、それに応じた給与体系の構築を図る。
- ⑦ 客観的で納得性のある事務系職員の評価システムを整備し、評価結果を人事配置の適正化、適切な給与等への反映に供する。
- ⑧ 人材育成の観点から、事務職員の計画的なキャリア養成を行い人的基盤の確立を図る。

(3) 事務等の効率化・合理化に関する計画

- ① 全学統合情報管理システムを整備し、窓口業務の効率化、予算執行の迅速化、学生サービスの向上を図る。
- ② 効率化・合理化を推進するため、特定の事務業務については、必要に応じて全学的に集約化あるいはアウトソーシングを行う。
- ③ 授業料納入、給与支給業務等については、銀行等への業務委託を始め、学生寄宿

舎、留学生会館等の管理業務、駐車場・警備・病院サプライ等のアウトソーシングを積極的に図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 273,750百万円
(退職手当は除く。)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

東北大学(三条)学生寄宿舍整備事業

- ・事業総額：2,198,076千円
- ・事業期間：平成16年～30年度(15年間)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備費 補助金	0	0	72	144	144	144	505	1,298	1,803
運営費 交付金	0	0	6	51	48	44	150	245	395

(注) ただし、金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等により所要額が変更されることも想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	1,887	2,087	2,194	2,252	2,402	2,685	13,507	34,673	48,180

(リース資産)

該当なし

4 災害復旧に関する計画

平成17年8月に発生した地震により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。

別表 (収容定員)

平成 16 年度	文学部	840人	
	教育学部	290人	
	法学部	690人	
	経済学部	1,080人	
	理学部	1,296人	
	医学部	744人	(うち医師養成に係る分野 600人)
	歯学部	350人	(うち歯科医師養成に係る分野 350人)
	薬学部	320人	
	工学部	3,350人	
	農学部	600人	
	文学研究科	313人	{ うち前期課程 178人 後期課程 135人 }
	教育学研究科	142人	{ うち前期課程 80人 後期課程 62人 }
	法学研究科	302人	{ うち前期課程 86人 後期課程 86人 法科大学院課程 100人 専門職学位課程 30人 }
経済学研究科	231人	{ うち前期課程 132人 後期課程 99人 }	
理学研究科	915人	{ うち前期課程 524人 後期課程 391人 }	
医学系研究科	708人	{ うち前期課程 56人 後期課程 36人 修士課程 40人 博士課程 576人 }	
歯学研究科	190人	{ うち修士課程 6人 博士課程 184人 }	
薬学研究科	192人	{ うち前期課程 114人 後期課程 78人 }	
工学研究科	1,733人	{ うち前期課程 1,059人 後期課程 674人 }	
農学研究科	334人	{ うち前期課程 194人 後期課程 140人 }	
国際文化研究科	201人	{ うち前期課程 96人 後期課程 105人 }	
情報科学研究科	397人	{ うち前期課程 236人 後期課程 161人 }	
生命科学研究科	353人	{ うち前期課程 212人 後期課程 141人 }	
環境科学研究科	194人	{ うち前期課程 130人 後期課程 64人 }	
教育情報学教育部	29人	{ うち前期課程 24人 後期課程 5人 }	
看護学科	160人		
診療放射線技術学科	80人		
衛生技術学科	80人		
平成 17 年度	文学部	840人	
	教育学部	280人	
	法学部	650人	
	経済学部	1,080人	
	理学部	1,296人	
	医学部	888人	(うち医師養成に係る分野 600人)
	歯学部	345人	(うち歯科医師養成に係る分野 345人)
	薬学部	320人	
	工学部	3,275人	
	農学部	600人	
文学研究科	313人	{ うち前期課程 178人 }	

	教育学研究科	141人	{	後期課程	135人	}
			{	うち前期課程	80人	}
	法学研究科	373人	{	後期課程	61人	}
			{	うち前期課程	40人	}
			{	後期課程	73人	}
			{	法科大学院課程	200人	}
			{	専門職学位課程	60人	}
	経済学研究科	242人	{	うち前期課程	116人	}
			{	後期課程	86人	}
			{	専門職学位課程	40人	}
	理学研究科	914人	{	うち前期課程	524人	}
			{	後期課程	390人	}
	医学系研究科	708人	{	うち前期課程	56人	}
			{	後期課程	36人	}
			{	修士課程	40人	}
			{	博士課程	576人	}
	歯学研究科	198人	{	うち修士課程	12人	}
			{	博士課程	186人	}
	薬学研究科	192人	{	うち前期課程	114人	}
			{	後期課程	78人	}
	工学研究科	1,854人	{	うち前期課程	1,200人	}
			{	後期課程	654人	}
	農学研究科	332人	{	うち前期課程	194人	}
			{	後期課程	138人	}
	国際文化研究科	210人	{	うち前期課程	96人	}
			{	後期課程	114人	}
	情報科学研究科	404人	{	うち前期課程	236人	}
			{	後期課程	168人	}
	生命科学研究科	353人	{	うち前期課程	212人	}
			{	後期課程	141人	}
	環境科学研究科	226人	{	うち前期課程	130人	}
			{	後期課程	96人	}
	教育情報学教育部	34人	{	うち前期課程	24人	}
			{	後期課程	10人	}
	看護学科	80人				
	診療放射線技術学科	40人				
	衛生技術学科	40人				
平成 18 年度	文学部	840人				
	教育学部	280人				
	法学部	640人				
	経済学部	1,080人				
	理学部	1,296人				
	医学部	1,048人	(うち医師養成に係る分野	600人)		
	歯学部	340人	(うち歯科医師養成に係る分野	340人)		
	薬学部	320人				
	工学部	3,240人				
	農学部	600人				
	文学研究科	313人	{	うち前期課程	178人	}
			{	後期課程	135人	}
	教育学研究科	140人	{	うち前期課程	80人	}
			{	後期課程	60人	}
	法学研究科	460人	{	うち前期課程	40人	}
			{	後期課程	60人	}
			{	法科大学院課程	300人	}
			{	専門職学位課程	60人	}
	経済学研究科	253人	{	うち前期課程	100人	}
			{	後期課程	73人	}
			{	専門職学位課程	80人	}
	理学研究科	914人	{	うち前期課程	524人	}
			{	後期課程	390人	}

	医学系研究科	708人	〔うち前期課程 後期課程 修士課程 博士課程 576人〕	56人 36人 40人
	歯学研究科	200人	〔うち修士課程 博士課程 188人〕	12人
	薬学研究科	192人	〔うち前期課程 後期課程 78人〕	114人
	工学研究科	1,851人	〔うち前期課程 後期課程 653人〕	1,198人
	農学研究科	332人	〔うち前期課程 後期課程 138人〕	194人
	国際文化研究科	210人	〔うち前期課程 後期課程 114人〕	96人
	情報科学研究科	407人	〔うち前期課程 後期課程 169人〕	238人
	生命科学研究科	353人	〔うち前期課程 後期課程 141人〕	212人
	環境科学研究科	226人	〔うち前期課程 後期課程 96人〕	130人
	教育情報学教育部	39人	〔うち前期課程 後期課程 15人〕	24人
平成 19 年度	文学部	840人		
	教育学部	280人		
	法学部	640人		
	経済学部	1,080人		
	理学部	1,296人		
	医学部	1,208人	(うち医師養成に係る分野 600人)	
	歯学部	335人	(うち歯科医師養成に係る分野 335人)	
	薬学部	320人		
	工学部	3,240人		
	農学部	600人		
		文学研究科	313人	〔うち前期課程 後期課程 135人〕
	教育学研究科	140人	〔うち前期課程 後期課程 60人〕	80人
	法学研究科	460人	〔うち前期課程 後期課程 法科大学院課程 専門職学位課程 60人〕	40人 60人 300人
	経済学研究科	240人	〔うち前期課程 後期課程 専門職学位課程 80人〕	100人 60人
	理学研究科	914人	〔うち前期課程 後期課程 390人〕	524人
	医学系研究科	708人	〔うち前期課程 後期課程 修士課程 博士課程 576人〕	56人 36人 40人
	歯学研究科	200人	〔うち修士課程 博士課程 188人〕	12人
	薬学研究科	192人	〔うち前期課程 後期課程 78人〕	114人
	工学研究科	1,848人	〔うち前期課程 後期課程 652人〕	1,196人
	農学研究科	332人	〔うち前期課程 後期課程 138人〕	194人
	国際文化研究科	210人	〔うち前期課程 後期課程 114人〕	96人
	情報科学研究科	410人	〔うち前期課程 後期課程 170人〕	240人

	生命科学研究所	353人	{	うち前期課程	212人	}
				後期課程	141人	}
	環境科学研究科	226人	{	うち前期課程	130人	}
				後期課程	96人	}
	教育情報学教育部	39人	{	うち前期課程	24人	}
				後期課程	15人	}
平成 20 年度	文学部	840人				
	教育学部	280人				
	法学部	640人				
	経済学部	1,080人				
	理学部	1,296人				
	医学部	1,208人	(うち医師養成に係る分野600人)			
	歯学部	330人	(うち歯科医師養成に係る分野330人)			
	薬学部	320人				
	工学部	3,240人				
	農学部	600人				
	文学研究科	313人	{	うち前期課程	178人	}
				後期課程	135人	}
	教育学研究科	141人	{	うち前期課程	83人	}
				後期課程	58人	}
	法学研究科	460人	{	うち前期課程	40人	}
				後期課程	60人	}
				法科大学院課程	300人	}
				専門職学位課程	60人	}
	経済学研究科	240人	{	うち前期課程	100人	}
				後期課程	60人	}
				専門職学位課程	80人	}
	理学研究科	914人	{	うち前期課程	524人	}
				後期課程	390人	}
	医学系研究科	717人	{	うち前期課程	56人	}
				後期課程	35人	}
				修士課程	64人	}
				博士課程	562人	}
	歯学研究科	200人	{	うち修士課程	12人	}
				博士課程	188人	}
	薬学研究科	192人	{	うち前期課程	114人	}
				後期課程	78人	}
	工学研究科	1,842人	{	うち前期課程	1,234人	}
				後期課程	608人	}
	農学研究科	332人	{	うち前期課程	194人	}
				後期課程	138人	}
	国際文化研究科	210人	{	うち前期課程	96人	}
				後期課程	114人	}
	情報科学研究科	411人	{	うち前期課程	240人	}
				後期課程	171人	}
	生命科学研究所	353人	{	うち前期課程	212人	}
				後期課程	141人	}
	環境科学研究科	226人	{	うち前期課程	130人	}
				後期課程	96人	}
	医工学研究科	41人	{	うち前期課程	31人	}
				後期課程	10人	}
	教育情報学教育部	39人	{	うち前期課程	24人	}
				後期課程	15人	}
平成 21 年度	文学部	840人				
	教育学部	280人				
	法学部	640人				
	経済学部	1,080人				
	理学部	1,296人				
	医学部	1,218人	(うち医師養成に係る分野610人)			
	歯学部	330人	(うち歯科医師養成に係る分野330人)			

薬学部	320人		
工学部	3,240人		
農学部	600人		
文学研究科	313人	{	うち前期課程 178人
			後期課程 135人
教育学研究科	142人	{	うち前期課程 86人
			後期課程 56人
法学研究科	460人	{	うち前期課程 40人
			後期課程 60人
			法科大学院課程 300人
			専門職学位課程 60人
経済学研究科	240人	{	うち前期課程 100人
			後期課程 60人
			専門職学位課程 80人
理学研究科	914人	{	うち前期課程 524人
			後期課程 390人
医学系研究科	746人	{	うち前期課程 56人
			後期課程 34人
			修士課程 108人
			博士課程 548人
歯学研究科	200人	{	うち修士課程 12人
			博士課程 188人
薬学研究科	192人	{	うち前期課程 114人
			後期課程 78人
工学研究科	1,837人	{	うち前期課程 1,272人
			後期課程 565人
農学研究科	335人	{	うち前期課程 206人
			後期課程 129人
国際文化研究科	210人	{	うち前期課程 96人
			後期課程 114人
情報科学研究科	416人	{	うち前期課程 260人
			後期課程 156人
生命科学研究科	353人	{	うち前期課程 212人
			後期課程 141人
環境科学研究科	226人	{	うち前期課程 130人
			後期課程 96人
医工学研究科	82人	{	うち前期課程 62人
			後期課程 20人
教育情報学教育部	39人	{	うち前期課程 24人
			後期課程 15人

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 、 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	312,186
施設整備費補助金	7,469
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	9,917
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	204,029
授業料及入学金検定料収入	61,223
附属病院収入	140,952
財産処分収入	0
雑収入	1,854
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	68,337
長期借入金収入	9,887
計	611,825
支 出	
業務費	489,514
教育研究経費	295,704
診療経費	125,715
一般管理費	68,095
施設整備費	17,356
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	68,337
長期借入金償還金	36,618
計	611,825

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 273,750百万円を支出する。(退職手当は除く)

- 注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。
- 注) 退職手当については、国立大学法人東北大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。
- 注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ① 「一般管理費」：管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。L(y-1)は直前の事業年度におけるL(y)。
- ② 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③ 「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ④ 「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

- ⑤ 「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。
(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑥ 「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。
(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II 〔特定運営費交付金対象事業費〕

- ⑦ 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。
- ⑧ 「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。
- ⑨ 「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ⑩ 「附置研究所経費」：附置研究所の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ⑪ 「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ⑫ 「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑬ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

- ⑭ 「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

III 〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

- ⑮ 「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。
- ⑯ 「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑰ 「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

- ⑱ 「附属病院収入」：附属病院収入。J (y - 1) は直前の事業年度におけるJ (y)。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1) $D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$
- (2) $E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$
- (3) $F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$
- (4) $G(y) = G(y)$
- (5) $H(y) = H(y)$

D (y) : 学部・大学院教育研究経費 (②、⑦)、附属学校教育研究経費 (③・⑧) を対象。

E (y) : 教育研究診療経費 (⑨)、附置研究所経費 (⑩)、附属施設等経費 (⑪) を対象。

F (y) : 教育等施設基盤経費 (④) を対象。

G (y) : 特別教育研究経費 (⑫) を対象。

H (y) : 入学料収入 (⑤)、授業料収入 (⑥)、その他収入 (⑭) を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

- (1) $I(y) = I(y)$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)]$$

〔その他〕 附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I(y) : 一般診療経費 (15)、債務償還経費 (16)、附属病院特殊要因経費 (17) を対象。

J(y) : 附属病院収入 (18) を対象。(J'(y) は、平成16年度附属病院収入予算額。K(y) は、「経営改善額」。)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y) : 一般管理費 (1) を対象。

M(y) : 特殊要因経費 (13) を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算変性過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」、「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入については、中期計画期間中の事業計画に基づき試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、版權及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、中期計画期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」、「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	588,627
經常費用	588,627
業務費	538,425
教育研究経費	97,771
診療経費	78,968
受託研究費等	53,703
役員人件費	1,046
教員人件費	178,696
職員人件費	128,241
一般管理費	11,246
財務費用	6,593
雑損	0
減価償却費	32,363
臨時損失	0
収入の部	596,220
經常収益	596,220
運営費交付金	304,950
授業料収益	51,116
入学金収益	8,230
検定料収益	1,877
附属病院収益	140,952
受託研究費等収益	53,703
寄付金収益	13,689
財務収益	3
雑益	1,854
資産見返運営費交付金等戻入	1,161
資産見返寄付金戻入	146
資産見返物品受贈額戻入	18,539
臨時利益	0
純利益	0
総利益	7,593

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	618,499
業務活動による支出	542,605
投資活動による支出	32,602
財務活動による支出	36,618
次期中期目標期間への繰越金	6,674
資金収入	618,499
業務活動による収入	584,552
運営費交付金による収入	312,186
授業料及入学金検定料による収入	61,223
附属病院収入	140,952
受託研究等収入	53,703
寄付金収入	14,634
その他の収入	1,854
投資活動による収入	17,386
施設費による収入	17,386
その他の収入	0
財務活動による収入	9,887
前期中期目標期間よりの繰越金	6,674

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額（6,674百万円）が含まれている。